



地域子育て支援センター おもちゃばこ

「子どもを同年齢の友だちと遊ばせたい」 「こんな時みんなはどうしているの」

子育て支援センターは、市内在住の未就学児とその保護者を対象に、親子の交流や子育てについての相談などさまざまな活動を通し子育てを支援していく施設です。



- 子育て支援センター「おもちゃばこ」は、保育所や幼稚園に入園していないお子さんと保護者の方を対象とした施設で、下田第3保育所（中453-1）に併設しています。
- こんなことをやっているよ
- おもちゃばこ
 - 保育士や園児とふれあい、一緒に遊んだり、親子で楽しく遊びます。
 - 期日 年6回開催
 - 子育て講座
 - 専門の講師を招いての実技や講演会。おしゃべりしながらの勉強会です。
 - 期日 11・2月開催予定
 - ちびっこクラブ(要申込)
 - 母親が主体となって仲間づくりをしながら交流するクラブです。
 - 期日 11・1月開催予定
 - 誕生会(要申込)
 - その月の誕生児の親子をお祝いします。
 - 期日 毎月1回開催
 - 各活動の受付時間は、午前10時から午前10時15分までです。
 - 施設開放
 - 週2日(水・木曜日)、午前9時30分～11時まで園庭とおもちゃばこハウスを開放して



6月13日に開催された子育て講座(親子体操教室)

います。(保育所の行事などによりご利用いただけない場合があります)

- 子育て電話相談
 - 育児などに一人で悩んでいませんか。保育の実践をとおして育児経験豊富な保育士が相談をお受けしています。
 - 相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
 - 相談専用電話 ☎33340 (月～金曜日 午前9時～午後5時)
 - 各活動の日程は、広報しもだ「おしらせ」(かいらん)でご確認ください。

問合せ先 下田第三保育所 ☎27372

「緊急・リフレッシュ保育」

家庭での保育が一時的に困難になる場合 保育所でお子さんをお預かりします

緊急・リフレッシュ保育事業は、病気や冠婚葬祭、育児に伴う心理的、肉体的負担を解消したいときなどに、保育所で一時的にお子さんをお預かりする子育て支援事業です。お気軽にご利用ください。



- 緊急・リフレッシュ保育利用案内
 - 実施保育所 下田保育所
 - 対象児 出生後10か月を超え、小学校就学前までの乳幼児(病気の子どもはお断りする場合があります)
 - 保育時間
 - 平日 午前8時30分～午後5時
 - 土曜 午前8時30分～正午
 - 保育の期間 原則1か月に6日程度以内で、週3日程度
 - 費用(1日)
 - 3歳未満児 1,800円
 - 3歳以上児 700円
 - 申込方法 申込書に必要事項を記入し、保育を受けようとする日の原則3日前までに下田保育所へ提出してください。(申込書提出時に簡単な面接をさせていただきますので、お子さんと一緒においでください)
 - その他 着替え、ふとん、タオル等、準備していただくものについてはお問い合わせください。
 - 開所日であっても、保育所の行事などの事情によりお受けできない場合もあります。
- 問合せ先 下田保育所 ☎20672

交・通・安・全・だ・よ・り 道路交通法の一部改正

改正道路交通法が6月20日に公布され、9月から順次施行されます。今回の主な改正点は、飲酒運転、ひき逃げなど悪質・危険運転者対策や後部座席のシートベルト着用義務化、高齢運転者対策、自転車利用者対策などに関するものです。今回は、この中から9月19日より施行される悪質・危険運転者対策について紹介します。

	改正前	改正後(9月までに)	
酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
飲酒検知拒否	30万円以下の罰金	3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
車両の提供	罰則なし (刑法の補助罪適用はありうる)	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
		酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供 要求・依頼 の同乗	罰則なし (刑法の補助罪適用はありうる)	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
		酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
ひき逃げ (救護義務違反)	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金	

① 飲酒運転に対する罰則の強化
飲酒運転をした運転者に対する罰則が大幅に引き上げられました。

② 飲酒運転の周囲者に対する罰則を新設
道路交通法では罰則規定のなかった、飲酒運転を行うおそれがある者に対するの車両の提供や酒類の提供、飲酒運転に努めましょう。

③ ひき逃げ(救護義務違反)に対する罰則の強化
飲酒運転発覚を恐れ、事故の被害者を救護せずに立ち去る悪質な運転者に対する罰則が強化されます。

④ 飲酒検知拒否に対する罰則の強化
警察官による飲酒検知拒否した運転者に対する罰則が引き上げられました。

飲酒運転は絶対にしないよう、交通ルールを守って安全運転に努めましょう。

秋の交通安全県民運動
9月21日(金)～30日(日)

運動の基本
高齢者の交通事故防止
運動の重点
飲酒運転の根絶
夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問合せ先 市民課防災係 ☎22215

家屋を新築・増築された(される)方へ

税務課では、今年家屋を新築・増築された方に対して、固定資産評価額を算定するため、家屋調査を順次お願いしております。(対象となる家屋の所有者の方には、個別に連絡をさせていただきます)

調査の際は、職員がお伺いし家屋の構造やお部屋を拝見いたしますので、ご入居前に調査をご希望の方はあらかじめ税務課までご連絡ください。未登記家屋を取壊したときには届出書が必要です。このような場合には、税務課までご連絡ください。

問合せ先 税務課資産税係 ☎22218

伊豆の未来を拓く 肋骨道路が一部開通

県道河津下田線は、伊豆縦貫自動車道を軸とする道路ネットワークを構築して、伊豆地域の振興を図るとともに、災害時に複数の迂回路確保等を目的として、平成7年に河津町縄地から下田市落合を結ぶ、全長約3.3キロの道路として計画されました。

今日まで、多数の地元の皆様にご協力をいただき、伊豆地域振興対策道路整備事業として進めてまいりましたが、平成19年8月1日に下田市落合地区の国道414号から伊豆急稲梓駅入口までの区間、約230mを供用開始しました。



県道 河津下田線開通状況

問合せ先 下田土木事務所工第一課 ☎242114